

470
15/4/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

核兵器・核実験モニター

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ

長崎大学核兵器廃絶研究センター

RECNA、「提言」を公表

NPT再検討会議に合わせ実践的提案

4月7日、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）は7項目の具体的提言を含む「北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」と題された文書を公表するとともに、日本政府・外務省に「地帯」実現への努力を要請した。著名な国際政治学者であるモートン・ハルペリン氏が2011年に行った提案に触発され、3度にわたる国際研究集会等を通して蓄積して来た吟味と考察の成果の集大成である。崩壊さえ予想されるNPT再検討会議を日本政府が救うための処方箋の意味がある。

ピースデポが「スリー・プラス・スリー」構造（後述）を持つ「北東アジア非核兵器地帯（NEA-NWFZ）構想」を1996年に提唱してから20年が経とうとしている。「提言」はRECNAによるアカデミズムの枠を超えた3年間の取り組みの到達点であると同時に、それを実現するプロセスの出発点でもある。

20年間、関係国から「地帯」実現に向けた動きは起こっていない。この状況に「概念的な壁を突破」する弾みをもたらしたのが、2011年に著名な国際政治学者であるモートン・ハルペリン博士（元米国大統領特別補佐官）が行った提案である。博士は、同地帯を「北東アジアの平和と安全保障に関する包括的協定」の一要素として設立することを提案した¹。これは、地帯実現のための「地政学的・戦略的条件を成立させるもの」（「提言」序章）であった。

RECNAは、この提案を吟味し発展させるために長崎（12年12月）、ソウル（13年6月）そして東京（14年9月）と3度にわたるワークショップを、ノーチラス研究所など国内外のいくつかの研究機関と連携して開催してきた。「提言」はそれらの成果を集大成し、各国政府、市民社会に発信することを目的にRECNAの責任において作成された。以下、その内容を紹介する。

現状分析と展望

「提言」は「序章」と、5つの側面の考察をまとめた5つの章、そして7項目にわたる具体的提言から構成される。

第1章 北東アジアにおける核兵器依存の現状においては、まず、日本と韓国、米国の拡大抑止戦力依存の経過と現状を俯瞰し、米国が2010年「核態勢見直し」（NPR）で述べた『「非軍事的抑止、すなわち米国と同盟国、パートナーとの間での強固で信頼性のある政治的関係の構築」という概念こそ発展させるべきであろう」と指摘した。一方、北朝鮮の核兵器開発と非核化の論理

今号の内容

北東アジア非核兵器地帯へ —RECNAが提言

[資料]7つの具体的提言

日本政府「オーストリア誓約不賛同」 の論理

[資料]NGO要請書/国会議事録

フランスは核抑止力を信ずる

[資料]オランド大統領の演説（抜粋訳）

【連載】被爆地の一角から（88）

歴史教育『新カリキュラム』の提案 土山秀夫

5月1日号は休みます。次号は5月15日号です。

は、「核を含む武力攻撃の威嚇をしないという米国による安全の保証」と「検証システムを伴う朝鮮半島の非核化」の2要素の実現であり、06年以降今も続く同国の外交戦略は「核抑止力を獲得する過程と獲得した抑止力の両方をカードにしつつ、政治体制への脅威の除去と関係の正常化を達成する外交と呼ぶべきもの」とまとめた。

つづく第2章 グローバルな核軍縮からの要請では、2010年NPT再検討会議・最終文書の「行動計画1」、すなわち「NPT及び核兵器のない世界」という目的に完全に合致した政策を追求する」との誓約は、日本と韓国に政策転換を求めるものだ」と強調した。政策変換は「NPTの信頼性を高めグローバルな核軍縮に大きく貢献」するであろうと「提言」は述べる。

第3章 北東アジア非核兵器地帯の意義とハルペリン提案においては、日本、韓国、北朝鮮の「地帯内国家」を中心に、米国、ロシア、中国を「周辺核兵器国」として条約本体に含み込む「スリー・プラス・スリー」を地帯の基本構造として想定した上で、これを実現するアプローチとして「包括的協定」に関するハルペリン提案の有効性を強調した。「包括的協定」には次の6つの要素が含まれる。①戦争状態の終結、②常設の安全保障協議体の創設、③敵視しないという相互宣言、④核及び他のエネルギー支援の供与、⑤制裁の終結、そして⑥非核兵器地帯。

2013年以降、北朝鮮の「経済発展と核兵器の並進」路線が続く中で、非核化の可能性は小さくないと述べるのが、第4章 北朝鮮の非核化の可能性である。昨今の北朝鮮の言説も前記のような従来路線の発現といえる。一方、弾道ミサイル問題については「大量破壊兵器(とりわけ核兵器)の問題が解決すれば、(略)相対的に重要ではなくなる。」と整理された。

「非核兵器地帯」を含む 「枠組み協定」の締結

第5章 北東アジア非核化への包括的アプローチでは、ハルペリン提案を協定として組み立ててゆく方法が述べられている。6か国協議参加国による「北東アジア非核化への枠組み協定」を最初の合意文書として締結・発効させるとの提案である。

「包括的枠組み協定」の条項は宣言型と実務型に区分される以下の4つの章から構成される。

- (1) 朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、「枠組み協定」締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する。(宣言型)
- (2) 核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする権利を謳うとともに、エネルギー協力委員会を、6か国を超えた賛同国や国家を

含めて設置する。(宣言型)

- (3) 北東アジア非核兵器地帯を設置するための条約。NPT加盟など非核兵器地帯条約が備えるべき内容を全て規定。締約国の義務の1つに化学兵器禁止条約未加盟国の加盟義務を加える他、宇宙条約(1967年)に従った宇宙開発の権利などを述べる。(実務型)

- (4) 常設の北東アジア安全保障協議会を設置する。協議会の目的は第一義的には「枠組み協定」の履行であるが、第二義的には、その他の北東アジアの安全保障上の諸問題を協議する場ともなる。

北東アジア非核兵器地帯は、以下のような地域特有の特徴を持つものになろう。

※構成国:韓国、北朝鮮、日本の「地帯内国家」と米国、中国、ロシアの「周辺核兵器国家」による6か国(スリー・プラス・スリー)。モンゴルが加わればより望ましい。

※条約発効の柔軟性:例えば、発効要件を3つの核兵器国と2つの非核兵器国(日本と韓国)と定め、日、韓には3年あるいは5年の期間に北朝鮮が条約に参加しない場合は脱退も可、といった条件を与えること等が考えられる。

※交渉前における要件:交渉期間中における北朝鮮の核実験及び米国、韓国、日本による朝鮮半島・周辺における合同軍事演習のモラトリアム、北朝鮮に対する現行の経済制裁措置の緩和なども考慮されるべきである。

※拡大抑止からの脱却:非核兵器地帯では国際法によって核兵器による攻撃や威嚇は許されない。したがって非核国は拡大核抑止力を必要としない。違反者が現れた時にはその瞬間に条約は失効し、条約以前の状態に戻るの、非核国が無防備になることはない。

非核兵器地帯の設立には、日本、あるいは韓国、あるいは両国共同の国家的イニシャチブが生まれることが前提となると「提言」は強調した。

「提言」は以上の考察に基づき、7つの具体的・実践的提言を行っている。(3ページ・資料)

2010年合意がほとんど履行されぬままに迎える2015年NPT再検討会議は「決裂」せえ懸念される。日本は、非核兵器地帯を提案・主導することで、その危機を救うことができる、と「提言」は訴える。

なお、全文は以下のURLで読むことができる。多くの人に読まれ、活発な議論が行われることを願う。www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/asia (田巻一彦)⑩

注

1 ハルペリン提案は、本誌も第395-6号(12年3月15日)、417号(13年2月1日)及び418号(13年2月15日)で取り上げている。

【資料】「提言：北東アジア非核兵器地帯設立への包括的アプローチ」(「提言」部分)

長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)、2015年3月

提言1

北東アジアの非核化については、北朝鮮の非核化のみを目指すのではなく、北東アジア非核化に密接に関係したいくつかの懸案の同時解決を目指す「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結を目指すべきである。

「包括的枠組み協定」には、(1)朝鮮戦争の戦争状態の終結を宣言し、締約国の相互不可侵・友好・主権平等などを規定する宣言的条項、(2)核を含むすべての形態のエネルギーにアクセスする平等の権利と平和利用の担保を謳い、北東アジアの安定と朝鮮半島の平和的統一に資することを目的とする「北東アジアにおけるエネルギー協力委員会」を設置する宣言的条項、(3)北東アジア非核兵器地帯を設置するために必要なすべての条項を備えた完全な実務的条約、(4)協定の確実な履行を保証し、地域の他の安全保障諸課題の協議にも開かれた常設の「北東アジア安全保障協議会」を設置する実務的条項、を含む。なお、現在に至る諸情勢の分析により、本書は北朝鮮が適切に考慮された非核化プロセスに合意する可能性は十分にあると考える。

提言2

北東アジア非核兵器地帯には、通常の非核兵器地帯が備えるべき諸条項に加えて、次のような特色を備えるべきである。

(1)条約締約国に少なくとも6か国協議参加の6か国を含む。北朝鮮、韓国、日本が地理的な非核地帯を形成し、米国、ロシア、中国は周辺核兵器国として地帯への通常兵器・核兵器を含む安全の保証を与える、(2)化学兵器禁止条約への加盟を義務付ける、(3)宇宙条約下における宇宙開発の権利を明記する、(4)北朝鮮には、余裕をもって定められた期間内の核爆発装置と関連施設の解体を義務付ける、(5)発効要件の工夫によって、北朝鮮、韓国、日本それぞれの条約参加へのインセンティブを高める(5.5節、5.6節)。

提言3

6か国協議を再開し「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」に関する協議を行うべきである。

6か国協議は、すでにワーキンググループ「北東アジアにおける平和・安全保障のメカニズム」を設置するなど、包括的な視野において朝鮮半島の非核化を論じることに関心をもってきた。また、2010年NPT再検討会議の最終文書において、6か国協議の再開について強い支持が表明されたことを踏まえると、2015年再検討会議の前後において、国際社会が一致してその再開を追求すべきである。再開される6か国協議は、過去に引きずられない、意欲的かつ斬新な議題をもって再開されるべきであり、「包括的枠組み協定」はその議題にふさわしい。

提言4

国際的な支援が表明された今の機会をとらえて、地域の非核兵器国である韓国、日本、あるいはその両国が、「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を含む北東アジア非核兵器地帯設立へのイニシャチブ

を今こそ発揮すべきである。

2013年の国連軍縮諮問委員会が北東アジア非核兵器地帯の設置について国連事務総長に適切な行動をとるよう勧告した。また、同年の核軍縮に関する国連ハイレベル会合において、モンゴル大統領が積極的な支援表明を行った。1999年国連軍縮委員会報告に示されているように、非核兵器地帯の推進は当事国のイニシャチブが不可欠の前提となる。

提言5

2015年を契機に「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」へのプロセスを開始すべきである。

2015年は、広島・長崎の被爆70年の節目の年であると同時に太平洋戦争終結、朝鮮半島分断70年の年でもある。国際社会、とりわけ北東アジア諸国は、北東アジア地域の緊張緩和と正常化を実現し、協調的地域安全保障に向かう土台として「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を実現する事業に、2015年を起点として取り組むべきである。

提言6

日本と韓国は、北東アジア非核兵器地帯の設置を目指すことによって、2010年NPT再検討会議で合意した義務を果たし、条約の信頼性の維持に貢献すべきである。

「核兵器のない世界」の実現を目指す2010年合意以後の情勢においては、非核兵器国を含むすべての締約国が「核兵器のない世界という目的に完全に合致した政策を追求する」政治的拘束力のある義務を負っている(2010NPT再検討会議最終文書、行動計画1)。また、核軍縮のためには、核弾頭などハード面の削減のみならず、「軍事及び安全保障上の概念、ドクトリン、政策における核兵器の役割と重要性」というソフト面の削減が求められた。これらの文脈において、拡大核抑止力に依存する韓国や日本のような非核兵器国が果たすべき義務が明確になってきている。

提言7

関係国は、非核化プロセスが政権交代等で影響を受けないよう、独立した非政府機関による「北東アジア非核化専門家グループ」を組織することを検討すべきである。

国家間の交渉は、他の国際的事件や国内の政治変化や政争に左右される難点がある。北東アジアにおける非核化交渉も例外ではなかった。その影響を最小にするための工夫が交渉過程に求められる。日本における自治体首長の支援に見られるような広範な市民社会の支援を継続させることが一つの有力な方法である。同時に、交渉の安定した継続に資するよう、交渉と緊密に並走して活動する、独立した「北東アジア非核化専門家グループ」を組織することを考慮すべきであろう。関係国がそのような「専門家グループ」の設置に合意し、支援すべきである。

「『オーストリア誓約』は 現実的・実践的でない」

—日本政府の「不賛同」理由

オーストリア誓約

被爆70周年という節目の年に開かれるNPT再検討会議を目前にして、唯一の戦争被爆国としての日本政府の姿勢があらためて問われている。

3月23日、広島、長崎市長は岸田外務大臣と面談し、「(再検討会議では)最終文書を採択し、『核兵器のない世界』に向けた道筋をつけることが出来るよう最大限の努力を尽くすよう」求めた。翌24日には、核兵器廃絶日本NGO・市民連絡会が外務省との意見交換会を行い、「核兵器の非人道性とNPT第6条にかかわる問題」など4点に関する要請と質問書を提出した(5ページ・資料1)。

焦点のひとつとなっているのが「オーストリア誓約」への対応である。「誓約」は14年12月9日、ウィーンで開かれた「核兵器の人的影響に関する国際会議」の閉幕に当たり、議長国オーストリア政府が、議長国という立場を離れて発出したものである¹。そのエッセンスは、以下の第14節に集約されている。

「オーストリアは、すべてのNPT加盟国に対し、**第6条に基づく既存の義務を早期かつ完全に履行すると**の自国の誓約を一新するよう求める。そしてそのために、**核兵器の禁止及び廃棄に向けた法的なギャップを埋めるための効果的な諸措置を特定し、追求する**よう求める。」(強調は筆者)

1月半ば、オーストリアは、国連全加盟国に文書を送付し、「誓約」への賛同を求めた。3月上旬までに50か国以上が賛同したと伝えられる²。日本政府は賛同していない。

いたずらに核保有国との溝を作る アプローチはとらない—日本政府

3月18日、参議院予算委員会で古賀友一郎議員(自民党、長崎選出)が、「誓約」を取り上げた。**資料2(5ページ)**は議事録の抜粋である。岸田外相は、「現時点でその一本一本の取組や文書について我々が賛成するとか反対するとか、何も決めているものはありません。大事なことは、核兵器のない世界を実現するためには、核を持っている国と核を持っていない国、共に協力しなければいけない、双方に協力を求めなければなら

ない」と答弁した。また安倍首相は、「いたずらに核保有国との関係に溝をつくって、立派なことは言っているんですけども一歩も実は理想に近づいていくことにはならないというアプローチは私たちは取らない」(強調は筆者)と述べた。共に事実上「賛同しない」ことを確認したものである。

前記のNGOとの意見交換でも、外務省は、「オーストリアの誓約の内容で一番の問題点は何か」との質問に対して、「非人道性に関する認識で、多くの部分で賛同できる。しかし、**核兵器の法的規制を念頭に置いた表現があるように**思える。それが、我が国の政策と整合的か。日本としては、最終段階では法的規制が可能だが、**禁止条約を具体的に議論する機が熟していない**。今この段階では、その前にやるべき課題が山積している。」と述べた³。

ノルウェーでは、国務次官が、米国からオーストリア文書に賛同するなどの圧力があったことをテレビで認めている⁴。NGOとの意見交換では、「米国から賛同するなという圧力があったのか」との質問に外務省は、「同盟国であり、緊密な意見交換、議論をしているが、個別なやりとりにはお答えできない。」⁵と肯定も否定もしなかった。しかし米国の拡大核抑止力に依存する日本が、米国の意向を忖度して、「不賛同」を決めたことは十分に想像できる。

岸田外相は、日本が主導するNPDI(不拡散・軍縮イニシャチブ)が3月20日に国連事務局に提出した再検討会議合意文書案⁶への賛同を得るべく、外交的な働きかけを強化するとしている。これがNPT再検討会議に臨む日本の「現実的そして実践的」(岸田外相、資料2)方針である。NPDIの文書が果たして核兵器廃絶に前進をもたらさうものか否かについては次号で検討する。(湯浅一郎)M

注

- 1 本誌第462号(14年12月15日)に全訳。
- 2 「共同通信」、15年3月13日。
- 3 核兵器廃絶日本NGO・市民連絡会HP <https://nuclearabolitionjpn.files.wordpress.com/>
- 4 NGO“ICAN”キャンペーン・ニュース、15年3月18日。www.icanw.org/campaign-news/
- 5 注3と同じ。
- 6 外務省報道発表、15年3月21日。www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_001966.html

【資料1】核兵器廃絶日本NGO連絡
会の日本政府への要請と質問

2015年3月20日

NPT再検討会議に向けた要請と質問

外務大臣 岸田文雄様

軍縮不拡散・科学部長 引原毅様

核兵器廃絶日本NGO・市民連絡会

前文(略)

記

1. 核兵器の非人道性とNPT第6条
(核軍縮)にかかわる問題

1 オーストリア政府が賛同の要請をしてきている「オーストリアの誓約」文書は、核兵器の非人道性を踏まえ核兵器に関わる「法的なギャップ」を埋めるために行動を呼びかけています。被爆国日本としては当然賛同すべきです。不賛同の方針を撤回し、賛同を表明してください。

2 新アジェンダ連合などが核兵器禁止条約あるいは核兵器のない世界のための「法的枠組み」について議論することを呼びかけています。日本としてはこうした議論に積極的に参加するよう求めます。

3 マーシャル諸島政府が核保有9カ国を核軍縮義務の不履行として国際司法裁判所(ICJ)に提訴した事案については、日本政府としてもこれを支援すべきです。この訴訟を、核保有国の軍縮を促す機会として活用すべきです。

2. 核兵器を使用させないために一核

兵器の役割と運用体制の低減

1 偶発的な核戦争の防止と核兵器の大幅削減に役立つ核兵器の警戒態勢のさらなる解除に向けて、NPT再検討会議でどのような提案をする予定ですか。

2 核兵器の先制不使用を含む役割の低減に向けて、どのような努力を行っていますか。これまでのNPT再検討会議の合意項目に含まれる「安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること」は、安全保障を米国の核兵器の拡大核抑止に依存する日本の政策にも変更を迫るものと考えられますが、政府としての受け止め方を説明してください。

3. 原子力と核不拡散にかかわる問題

1 来るNPT再検討会議は、2011年の東京電力福島第一原発の事故以来、初めての再検討会議になります。福島原発災害の被害の実相とその教訓を日本から積極的に発信すべきです。原子力安全と核セキュリティの強化が必要であり、安易な原発輸出は許されません。これらについて、日本政府としての認識と、どのような発信をする予定かを説明してください。

2 日本が47トンにも上るプルトニウムを使い道の説明すらつかないまま保有していることは、核不拡散また核セキュリティ上深刻な事態となっています。国際社会への説明責任も果たせません。日本がこのまま再処理計画を進めれば、事態はさら

に悪化するばかりか、他国においてもこれに続こうとする動きが強まることを避けられません。この問題について、どのように認識し、どのように国際社会に対する説明をしていくつもりですか。

3 NPT非締約国である核保有国インドに対する原子力協力は、核拡散と核軍備競争を助長するものであり、認められません。この問題についての政府の姿勢を、インドとの交渉の現状とあわせて説明してください。

4. 北東アジア非核兵器地帯に向けて

1 北東アジア地域において、安全保障における核兵器の役割を縮小しつつ、非核兵器地帯を含む核に頼らない地域安全保障体制を構築するという目標に向けて、どのような外交努力をし、展望を持たれているか説明してください。

2 NPT再検討会議においては、非核兵器地帯の拡大が重要な議題となります。北東アジア非核兵器地帯に向けて努力することを、日本として同会議に提起するよう求めます。

以上、ご検討とご回答をお願いします。

共同世話人

川崎哲(ピースボート)、田中照巳(日本原水爆被害者団体協議会)、朝長万左男(核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会)、内藤雅義(日本反核法律家協会)、森瀧春子(核兵器廃絶をめざすヒロシマの会)

【資料2】参議院予算委員会における質疑(2015年3月18日)(抜粋)

○古賀友一郎君(自民党)

(前略)是非とも、その真意といえますか、実際にこのオーストリアの文書にどう対応されようとしているのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(岸田文雄君)

(前略)。(NPT運用検討会議の)成果文書をいかに充実させるか。これが重要だと考えています。この会議の成功のために、あるいは成果文書充実のために、オーストリアも御指摘のような文書を提出されました。こうした努力には我々も敬意を表したいと思えます。

ただ、我々も、この会議成功のために、NPDI、核兵器を持たない国十二か国でつくる議論の枠組みを通じて十八本の文書を既に国連に提出をしています。(中略)。ですから、現時点でその一本一本の取組や文書について我々が賛成するとか反対するとか、何も決めているものはありません。

大事なことは、核兵器のない世界を実現するためには、核を持っている国と核を持っていない国、共に協力しなければいけない、双方に協力を求めなければいけない、こういった点であると思っています。是非、そういった観点から、我が国としまして、これまでも現実的そして実践的な取組を働きかけてきたわけですが、今回のNPT運用検討会議成功に向けてもそういった観点からしっかり取組を行い、各国に働きかけていき、そして必ずや、この被爆七十年の年に行われる五年に一度のNPT運用検討会議、成功に導いていきたいと考えています。

○古賀友一郎君

(前略)。私も心配していたのは、この文書があたかも踏み絵のように使われて、核保有国と非保有国との間に溝が生じることを懸念をいたしておりました。

(後略)。今回の文書に賛同する意思、これを明確にするかどうかということよりも、核兵器を廃絶するという我が国の目標はぶれないんだという

ことを、この際、安倍総理から明確におっしゃっていただきたいと思えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

(前略)。まさに、古賀委員が指摘されたように、しっかりと理想を掲げる、そして、この掲げた理想、このたいまつは決して炎が消えることはないわけでありますが、課題は何といってもやはりこの理想に向かって一歩でも近づいていくことであります。いたずらに核保有国との関係に溝をつくって、立派なことは言っているんですけども一歩も実は理想に近づいていくことにはならないというアプローチは私たちは取らない。私たちは、理想はしっかりと掲げながら、その理想に向かって一歩でも進んでいく努力を主導的に行っていきたいと、こう考えているわけでありまして、引き続き積極的に取り組んでいく決意であります。

(第189回国会 予算委員会 第8号、平成二十七年三月十八日より抜粋。強調は編集部。)

オランド仏大統領が核政策演説

変わらぬ核抑止信奉、 核軍縮は米口が数百発レベルに減ってから

15年2月19日、フランソワ・オランド仏大統領はイストル空軍基地で核兵器政策に関する演説を行なった。フランスの核兵器政策をめぐる大統領演説としては、08年3月にニコラ・サルコジ大統領が行った演説以来となる¹。7年ぶりに行われたその大統領演説はしかし、相も変わらぬ核抑止力信奉を表明する一方で、自国の核戦力削減や核軍縮努力に関しては積極的な施策は打ち出さず、サルコジ演説が示した内容からほとんど進展はなかった。

変わらぬ核抑止力信奉

演説の抄訳を7ページ・資料として掲載する。フランスは、13年4月に5年ぶりとなる「防衛と国家安全保障に関する白書」を発表し、向こう15年間の安全保障戦略を示した。これを受けて、13年12月には同白書が示した戦略の具体化を図る実施計画を定めた「2014-19軍事計画法」が成立した。こうした過程で、フランスの核兵器政策に大きな変化は見られなかった。

オランド大統領は、演説の冒頭で、昨年来のウクライナ危機に触れ、世界的な軍拡競争、核兵器や生物化学兵器の拡散に懸念を示した上で、「国際的環境は、いかなる脆弱性をも許しはしない。これが、核抑止の時代がまだ終わらない理由である。核兵器の分野でも、我々が防衛の手を緩めるのではないかという疑いをもたれてはならない」と宣言した。

その上で、フランスの核抑止力は「我々の重大な利益に対する国家に由来する攻撃から我が国を防衛する」とし、「領土保全と人々の保護」、そして、「行動と決定の自由を保持する」ためにも核抑止は重要であるとする。国家の独立のための核保有という、フランスの変わらぬ核抑止力信奉である。フランスの核兵器は攻撃的戦力ではなく、あくまで「防衛のためだけのもの」であるとの従来の立場は再確認されている。だが、同時に「重大な利益」の防衛のためなら、「最後の手段として」核使用に及ぶという恫喝も忘れない。こうした論理構成も、サルコジ演説とまったく変わらない。

また、フランスの核抑止力はNATO全体の核抑止力に貢献するとする一方、核計画メカニズム

には引き続き不参加を表明した。また、「対テロ」の文脈での核兵器政策の在り方には一言も言及せず、あくまで「国家由来の脅威や圧力」を拒否することに集中した抑止論である点も、サルコジ演説を引き継いでいると言える。

既存の核戦力の温存

フランスの核戦力は現在、海洋配備と航空機搭載の2つの核戦力によって構成されている。具体的には、海洋配備戦力として、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)のM51ミサイルを4隻ある戦略原潜のうち3隻(16発射管)に配備しており、1つのミサイルに4~6つの核弾頭を搭載しているものと見られている。航空機搭載戦力については、ピースデポでは、ASMP-A巡航ミサイルを戦略爆撃機「ミラージュ2000N」と「ラファール」それぞれに20基ずつで1基1弾頭、計40弾頭、これとは別に空母艦載機用に10弾頭が割り当てられており(平時には空母ドゴールには搭載されておらず、陸上に配置)、計50発と推定してきた。これに関しては後述のように、オランド演説は計54発であると明らかにした²。

大統領は、この2本柱を維持するとした上で、これらの核戦力の「能力と信頼性」を維持するためとして、新たな「2014-19軍事計画法」に基づく諸措置に言及した。具体的には、第3世代の戦略原潜の概念研究の開始、戦略爆撃機の最新型のラファールへの置き換え、空中給油機部隊の拡充などが挙げられている。加えて大統領は、核兵器の寿命延長計画を推進する姿勢を示した。14年に、レーザー核融合実験を行うための装置「レーザー・メガジュール」(LMJ)を用いた最初の実験が行われたことに触れながら、今後、シミュレーション・プログラムに関する英仏協力をさらに推進する意思を表明している。これらの措置は、核兵器国が競って進める核戦力近代化と軌を一にするものであり、「新たな核兵器は作らない」と言いながら、その性能の維持・向上に余念のない核兵器国の変わらぬ姿を表している。

核抑止戦力予算の削減はしないとの方針も示された。他の欧米諸国と同様に厳しい財政状況におかれているフランスは、すでに13年の白書

で、19年までの間に3万4000人以上の人員削減を打ち出しながらも、国防予算の規模は維持していく方針を示している³。

新味のない核軍縮提案

一方、核軍縮をめぐるのは、オランド演説はサルコジ演説にも増して、具体的進展を伴わないものとなった。サルコジ演説は、過去の実績に加えて、航空機搭載の核弾頭の3分の1削減という新たな核軍縮措置を打ち出した。そして、透明性の向上のためとして削減後のフランスの核戦力は「300以下」となると明らかにした。これに比して、今回のオランド演説が言及したフランスの核戦力削減は、航空機搭載の核弾頭の3分の1削減、地対地ミサイルの放棄、核兵器用核分裂性物質の生産停止と施設解体など、すでに行なわれたことばかりであった。

透明性に関しては、現有核戦力を「300」であると再確認した上で、唯一と言ってよい新たな要素として、現有核戦力の内訳を明らかにした。それによると、潜水艦搭載のM51ミサイルが16発×3セット、航空機搭載のASMP-A巡航ミサイルが54発あるとされている。巡航ミサイルの弾頭数が明らかにされた点は前進であるが、内訳についての透明性向上のためには、M51ミサ

イル1基の搭載弾頭数についても明らかにすべきであろう。

透明性以外の核軍縮措置の提案にも新味はなかった。兵器用核分裂性物質の生産モラトリアム宣言と生産施設解体、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始の呼びかけなど、どれをとっても、フランスがすでに実施した措置や推進している政策のみを挙げて、同様の措置を他の核兵器国に促しているにすぎない。自ら新しい義務を引き受け、核軍縮を推進しようとする姿勢は決定的に欠けている。ただし、大統領は「もし他の核保有国、とりわけ米口の核戦力の水準が、いつの日か数百まで削減されたら、フランスは、常にそうしてきたように、適切な結論を引き出すだろう」という表現で、米口の核戦力が数百発レベルまで削減されたら、更なる自国の核削減を伴う交渉に応じる可能性を暗に示唆した。積極的な核軍縮への意欲は伺えないが、多国間の核軍縮プロセス開始への現実的な条件を示したと言える。(吉田遼)^①

注

1 サルコジ演説については、本誌第302号(08年4月15日)及び『イアブック核軍縮・平和』08年版(キーワードC4、資料3-11)参照。

2 『イアブック核軍縮・平和』14年版掲載の「地球上の核弾頭全データ」参照。

3 ロイター通信、13年4月29日。

【資料】核抑止に関するオランド大統領演説(抜粋訳)

2015年2月19日、イストル仏空軍基地

核抑止力を維持する

(前略)

ゆえに国家元首である私にはこれらの脅威を考慮に入れる義務がある。そうすることで、誰も我々の独立に手を触れることはできなくなるからである。国際的環境は、いかなる脆弱性をも許しはしない。これが、核抑止の時代がまだ終わらない理由である。核兵器の分野でも、我々が防衛の手を緩めるのではないかという疑いをもたれてはならない。

繰り返すが、それが共和国大統領として、そして、フランス軍司令官としての私の責務である。(略)

核抑止力の目的は、誰によるものだろうと、どのような形態のものであろうと、我々の重大な利益に対する国家に由来する攻撃から我が国を防衛することにある。フランスの核兵器は、紛争における優位を意図するものではないことをつけ加えたい。その壊滅的な影響ゆえに、我々は核兵器を攻撃戦略の枠組みの中には位置付けず、その目的は防衛のみであると考えている。(略)

我々の核戦力は、敵の中心部—政

治、経済、軍事の中枢部に、決定的で受け入れ難い損害を与えうるものでなくてはならない。(略)

領土の保全と人々の保護は、我々の死活的利益の核心である。敵がいかなる手段を用いようとも、我々は国家の生存能力を守らなければならない。それが核抑止力の意味である。(略)

NATOとは一線画して協力

我々の死活的利益は、1国規模に限定することはできない。なぜなら、フランスはその防衛戦略を孤立した方法で考えてはいないからであり、それは核兵器の分野においても然りである。我々はこの考えを無比の協力関係にある英国との間で繰り返し確認してきた。我々は欧州のプロジェクトに参加しており、パートナーと共に運命共同体を築いてきた。フランスの核抑止力の存在は欧州に強力かつ不可欠な貢献をもたらしている。フランスはまた、事実と精神において欧州のパートナーたちと結束している。欧州の生存を脅かすような攻撃をしても、いかなる結果も招かないなどと、一体誰が想像できようか？

これが、我々の抑止力が欧州防衛の絶え間ない強化と手を携えて進む理由である。だが、我々の抑止力は我々自身のものである。つまり決定するの

は我々であり、我々の利益を評価するのも我々である。

私はまた、NPTの加盟国であろうとなかろうと、核兵器の使用あるいはその威嚇を受けないとの保証を求める多くの国々との関係も明らかにしたい。その願望は正当なものだ。フランスは、すでに単独で宣言を行っている。そのことによってフランスの自衛権はいささかも損なわれることはない。1995年、国連安全保障理事会はそれを確認した。フランスは、世界のいくつかの地域における非核兵器地帯の設立に関してその約束を確認してきた。それは必要なことであった。

今日私は、NPT加盟国で、大量破壊兵器の不拡散に関する国際的義務を遵守している非核兵器国に対して、フランスは核兵器を使用しないことを厳粛に再確認する。

私はまた、大西洋同盟と我々との関係についても明確にしたい。大西洋同盟は核任務を有している。フランスやイギリスのような独立した戦略的戦力には、特定の任務があり、抑止力全体に貢献している。

状況をこのように認識することは、フランスの姿勢が変化したことを意味しない。我が国はNATOの核計画メカニズムに参加しておらず、将来も参加しない。この原則は不変である。一

方でフランスは同盟の核政策の明確化に貢献したいと願っている。この点において、全NATO加盟国は核任務への忠誠と決意を示す必要がある。(略)

戦力の2要素を維持

(略)我々は2つの要素、すなわち航空機搭載と海洋配備の核戦力を維持してきた。このことは、厳密な充分性の水準を保つよう戦力規模を削減することを妨げずにきた。厳密な充分性という原則は、我が抑止戦力の組織化の基礎でもある。

これら2要素の維持について、つねにあげられる疑問がある。核実験のためのシミュレーション計画や弾道ミサイル搭載戦略原潜の恒常的パトロールは必要なのかという疑問である。こうした論争は民主社会においては正当であり、私はそれを封じるつもりはない。だが、我々は自らの選択が正当であることを示せねばならない。そのためには、何故抑止力が必要なのかという問いに常に立ち戻る必要がある。

私自身がこうした問題について決断する時に考えることはただ1つだ。それはフランスの究極の安全保障である。そのために私は海洋配備と航空機搭載の核戦力を維持することを決断した。これらは別々に特定の標的に照準を合わせてはいない。両方が一体となって抑止任務全体を形作っている。この相補性が、国家元首がつねに必要な十分な選択肢を採用することを可能にし、1つの手段への偏った依存を避けることを可能にしている。(略)

戦力近代化を進める

軍事計画法は、戦略原潜を引き続きM51ミサイルに適合させることを可能にする法律である。これによって2016年以降、海洋配備核弾頭を就役させることが可能になる。また、第3世代の戦略原潜の概念研究を開始することも、今後2018年までにASMP-Aミサイルを搭載する最後のミラージュ2000N(戦略爆撃機)をラファールに置き換えることも可能となる。加えて、軍事計画法は空中給油機部隊を刷新することも約束している。12機のフェニックス機が発注されており、最初の2機が2018年に引き渡されるだろう。(略)

並行して、私はフランス原子力庁(CEA)に対して、耐用年数の切れる核弾頭に対する必要な改良を準備するよう指示した。さらに、核実験を実施することなくこれら兵器を更新するためにしなければならないことがある。それは、CTBT(包括的核実験禁止条約)に完全に合致するシミュレ

ション・プログラムである。(略)

また、核抑止力のための予算は、我が軍に求められている予算削減の対象から除外されるであろう。防衛戦力内部で競争のようなことが続くのは、望ましいことだろうか？ 我々の抑止戦力の存続を保証することは、軍の他の任務と矛盾するだろうか？ 答えはノーだ。私は、このことに関するいかなる疑問にも答えられる。(略)

核軍縮の目標を放棄しない

危険に満ちた世界の中で、フランスはその防御を緩めようとは思わない。しかし同時に、自衛のための備えをしながら、フランスは、核軍縮を含む軍縮の重要な目標を放棄するつもりはない。フランスは平和を目指す大国であり、それが平和のためにフランスが自国を防衛する理由である。

フランスはNPTにおいて核兵器国と呼ばれている。すなわち、我々は核兵器を保有することを認められている。このことは我々に特別の責任を課している。従って私は長期的には核兵器を完全に廃絶するという目標を共有する。しかし私は、それが可能な戦略的状況が整った時にそれは実現する、とつけ加える。フランスは忍耐強く核軍縮を追求し続ける。透明性を維持しつつ、誠実に、同盟国との善意の合意に基づき、賢明なやり方で。

核軍縮は、御呪いやお誘いでは達成できない！ 何よりもまず、それを主張する国が行動で示さなければならない。フランスは厳密な充分性の原則を適用することによって模範を示してきた。フランスは近年、核兵器の総数を半分まで減らした。半分だ！ フランスは航空機搭載核戦力を3分の1削減した。地対地ミサイルを放棄した。我々は軍縮について語るだけでなく、必要な限りにおいてそれを実行した。フランスは核実験の停止で満足することなく、核兵器用のウランとプルトニウムの生産も停止した。関連施設を完全に解体し、それ以降、抑止力は備蓄核物質に依存している。フランスは、その保有核兵器の規模が300発だと明言することによって模範を示してきた。なぜ300発なのか？ それが、私たちが行なった戦略的文脈の評価に合致する規模だからだ。

もし他の核保有国、とりわけ米口の核戦力の水準が、いつの日か数百まで削減されたら、フランスは、常にそうしてきたように、適切な結論を引き出すだろう。しかし今日、我々がそこに至る道のりは遠い。

誇るべき透明性

(略)透明性についてさらに掘り下

げて述べたい。すなわち、我々の核戦力と核軍縮に向けた具体的な努力に関する透明性についてである。それゆえ私は、フランスが潜水艦に搭載された16発のミサイルを3セット、そして、54発のASMP-Aミサイルを保有していることを、躊躇せず明らかにする。全ての核兵器国は、彼らの核戦力の全てのカテゴリーに関して、いま私がしているのと同じ努力を誠実にこなしてほしい。

透明性と誠実という同じ精神をもって、フランスは近々に、もはや核兵器を保管していない施設への訪問を提案するだろう。かつて地対地ミサイルが配備されていたサイロが完全に解体されたアルピオン高原、そして、核兵器を備蓄していた貯蔵庫が空になったリュクスイユ基地である。ここでも、私はこうした行動が他の核兵器国の態度に刺激を与えることを望んでいる。そうすれば我が国の専門家は喜んで訪問するだろう。

兵器用核分裂性物質の生産に関するモラトリウムを宣言すること、そして、核実験施設とともに生産施設を解体することも重要である。これに留まらず、全ての核兵器国が行動することをフランスは再度呼びかける。

最後に述べたい、フランスの外交手段、外交政策は核軍縮のために総動員されている。NPT再検討会議が数週間後に迫った現時点ではなおさらである。この文脈において、我々の第1の優先課題は、引き続きCTBTを可及的速やかに発効させることにある。完全かつ不可逆的な核実験の放棄と信頼に足る抑止力の維持とは両立しうることを、フランスが実証したのだから、これは容易なことだと私は言いたい。このメッセージは全ての友好国に受け入れられるにちがいない。

FMCT案を近く提案

我々の第2の優先課題は、兵器用核分裂性物質の生産を最終的に終わらせることである。この議論は長年行なわれてきたが、関係国間の合意が得られず、交渉を始めることすらできずにいる。これが、私が今日、全ての核兵器国に対して、ただちに核分裂性物質の生産の完全な停止に関する議論に参加することを要求する理由である。数週間以内に、フランスはこれらの問題に関する、野心的で現実的かつ検証可能な条約案を提案するだろう。(後略)

(訳：ピースデポ。中見出し：編集部。原文：仏市民団体「核軍縮のための市民行動」(ACDN)による非公式英訳。
www.acdn.net/spip/spip.php?article921&lang=en)

歴史の教え方を変えてはどうか

学長時代の筆者は、大学間の学術交流協定を締結するために、海外の大学を訪れることも少なくなかった。アジアでは韓国、中国、タイ、シンガポールなどが主な対象となっていた。

協定文への相互の学長ないし学部長の署名交換といった式典めいたものの前後には、しばしば相手大学の学長と打ち解けた会話を交わす機会があった。そうした折、もし聞けそうな雰囲気があれば、筆者が忘れず発した質問はこうだ。「先生は戦後生まれの日本の若者にも、先の大戦への戦争責任があるとお考えでしょうか?」。ほとんどの学長はうなずきながら答えを返してくれた。それらに限っていえば、全員が戦争責任はないと思う、との点で一致していた。

ただそれに続けた言葉の中には、日本人として考えさせられる歴史認識に対する率直な指摘があった。或る韓国の学長の発言。「韓日の若者、とくに学生たちが自由に相互の国を訪ね合い、学術・文化や伝統・歴史を通して交流し合うことは大変意義のあることだ。政治的には多少ギクシャクした時代があったとしても、民間の、とくに先入観に捉われない若い世代が理解し合うことは、未来への希望を抱かせてくれると思う。しかしそうしたとき、近現代史への理解度について、韓日学生の擦れ違いが大きすぎる点が障害となっている。日本側では直ぐ韓国における反日教育をやり玉に上げるが—確かにそうした一面があることは否定しないが、それにしても日本の若い人たちは現代史について、余りに知らなさ過ぎるのではないか。だからこの種の話になると、議論以前に韓国側の一方通行となってしまう勝ちで、日本の若い人たちは困惑気味に黙り込んでしまうらしい」とのこと。

この点は残念ながら中国の学長たちの見方もほぼ同様であった。その中でも、より具体的に指摘した老学長の言葉が強く印象に残った。「むろん私は日本の若い人

たちに戦争の責任があるとは思っていない。ただ近い過去の歴史として、なぜ日本が中国への侵略戦争に手を染め、占領地で日本軍が何をし、どういう傷跡を残したかをキチンと学ぶ責任はあるはずだ」と穏やかな口調ながら、その点だけは譲れない、と言いたげな響が込められていた。

翻って日本の歴史教育の現状はどうであろうか。若い人に限らず戦後生まれの日本人は、平均して似たような教育を受けてきた、と考えても大きな間違いはないだろう。原始・古代から始まって、大和國家の成立と発展、律令政治の確立と推移、前期封建社会(中世)・後期封建社会(近世)として武家政権、室町時代の社会や文化、桃山文化、江戸幕府の成立と鎖国、江戸幕府の滅亡あたりまでの詳細な教え方に比べると、時間切れも手伝って、明治維新以降の近代社会については第1次、第2次世界大戦も含めてにわかに駆け足で通り過ぎていく。つまり受験用として何年何月にどういう紛争や戦争が起こり、どういう人物が出現したかをもっぱら“暗記の歴史”に留めようとする。そのためそれらの事象の本質および背景を掘り下げて十分理解するだけの余裕はない。結果としてほとんど知識の蓄積として残らないし、議論する力もない。

こうした事実を踏まえて、筆者は素人の身をも顧みず、あえて日本史のカリキュラム改正案を提示させてもらうことにした。極端な形でよければ、韓国で試みられているような詳しい近現代史から始めて、逆に古代史までさかのぼって教育する方法が1つ。それが無理ならば、今よりも現代史のためにより多くの時間が残せるよう、各年代の簡略化を伴ったカリキュラムに編成し直すことだ。そのことが世界に通用する歴史観を持った人間育成に役立つばかりでなく、単なる暗記人間ほど、独りよがりのナショナリズムに基づく歴史観に、いとも簡単に同化され易い点を防止する有効な方策ともなり得よう。



特別連載エッセー●88

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去5回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

日誌

2015.3.21~4.5

作成：塚田晋一郎

AIIB＝アジアインフラ投資銀行／IAEA＝国際原子力機関／ICBM＝大陸間弾道ミサイル／ISIL＝「イスラム国」、P5＝国連安保理常任理事国

- 3月21日 ソウルで第7回日中韓外相会談。5年ぶりに3か国外相共同発表。「早期で都合のよい時期」の首脳会談への努力で一致。
- 3月25日 クラッパー米国家情報長官、下院軍事小委員会、北朝鮮が米本土攻撃可能なICBMを配備できる状態との見解を示す。
- 3月25日 長崎市、ポータルサイト「長崎原爆の記憶」を4月1日に運用開始と発表。
- 3月25日 イラク治安部隊、ISILの要衝ティクリット奪還作戦を再開。米軍など有志国が初めて空爆を実施。
- 3月26日 朴韓国大統領、「天安」艦沈没5周年追悼式典で「(北朝鮮は)核兵器が自身を守るという考えを捨てるべき」と述べる。
- 3月28日 北朝鮮「労働新聞」。「米国と追従勢力の制裁圧力が強まるほど、核兵器の近代化と実戦配備も早くなる」と主張。
- 3月31日 佐藤自民国対委員長、安保法制を5月15日閣議決定の方向で調整と述べる。
- 4月1日 ロシアのログベノフ6か国協議特命大使、「朝鮮半島からの核廃絶にとって建設的なあらゆる提案を歓迎する」と述べる。
- 4月1日 安倍首相、参院予算委員会で「世界中の政治指導者が広島、長崎を訪問し、被爆の実相を知っていただきたい」と答弁。
- 4月1日 中谷防衛相とカーター米国防長官、初めて電話会談。日米ガイドライン改定に向けて、緊密に連携することを確認。
- 4月1日 中国主導のAIIB、創設メンバー50か国の見通し。日米は参加見送り。年内発足。
- 4月2日 マーシャル諸島共和国、米政府に核軍縮交渉を求めた訴訟で、2月の米連邦地裁

【編集長交代のお知らせ】

本号より、田巻一彦が編集長に復帰しました。どうぞよろしくをお願いします。

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパンMLに参加を

join-abolition-japan.dlNY@ml.freeml.com にメールをお送りください。本文は必要ありません。(freemlに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

2015年NPT再検討会議 日・韓・モンゴルNGO共催ワークショップ

北東アジア非核兵器地帯はグローバルな核ゼロに貢献する —核兵器に依存しない安全保障政策への転換のために—

2015年4月30日、午後3時～6時 ニューヨーク国連本部NGOルームC

共催：【日本】ピースデポ、ピースポート 【韓国】平和ネットワーク、参与連帯
【モンゴル】ブルーバナー

協力：国際平和ビューロー(IPB)／ノーチラス研究所／核軍縮・不拡散議員連名(PNND)
レリジョンズ・フォー・ピース(RfP)／世界教会協議会(WCC)

NY派遣カンパを
お願いします！

「将来をになう活動者・研究者」の育成にご協力をお願いします。
今年は、明治学院大学国際学部林田光弘さんを派遣します。

<ゆうちょ銀行> ○二九(ゼロニキュウ)店 当座 0041182 特定非営利活動法人ピースデポ
<横浜銀行> 日吉支店 普通 1561710 トクビ)ピースデポ

振込の入力画面でお名前の前に「ハケン」と記入をお願いします。

決定を不服とし、上訴手続きを始めたと発表。

●4月2日 イランとP5+独、核開発に関する枠組み合意(15年間ウラン濃縮制限、経済制裁解除など)。6月末期限に最終合意めざす。

●4月2日 オバマ米大統領、イラン枠組み合意は「我々の主要な目的に適った優れた合意だ」との声明を発表。

●4月3日 イランのロウハニ大統領、枠組み合意を「歴史に残る日」とし、制裁は最終合意履行ですべて解除されると国民に向け説明。

●4月3日 日本政府、安倍首相の自衛隊を「わが軍」とした発言(3月20日)で、「国際法上、一般的には軍隊」との答弁書を閣議決定。

沖縄

●3月21日 名護市瀬高の浜で辺野古基地建設反対県民集会。3900人参加(主催者発表)。

●3月21日 沖縄防衛局の船が辺野古の大浦湾を出入りする航路に新たな油防止膜(オイルフェンス)を設置。

●3月23日付 1968年米国防総省策定の再編計画で、普天間閉鎖を含む海兵隊大幅削減を検討していたことが米公文書で明らかに。

●3月23日 翁長知事、防衛局に対し、辺野古海上作業を30日までに停止するよう指示。

●3月24日 防衛局、翁長知事の作業停止指示を「違法で無効」とし、林農相に行政不服審査法などに基く「不服審査請求書」を提出。沖縄防衛局、辺野古海上で作業を継続。

●3月25日 キャンプ・シュワブ前での県警機動隊との揉み合いで市民2人が病院搬送。

●3月25日 名護市汀間区の新名区長と「二見以北住民の会」、国連3機関に辺野古新基地を造らせないよう訴える文書を送付。

●3月27日 ダンフォード米海兵隊司令官、初めて訪沖。海兵隊グアム移転の進捗を視察。

●3月27日 県、農水省に意見書(翁長知事名)を提出。「沖縄防衛局の申し立ては、不適法であって却下されるべき」とする。

●3月28日 県選出国會議員、県議、市民による「止めよう辺野古新基地建設実行委員会」、市町村議員を含む約100人の議員団発足。

●3月28日 県選出5国會議員、「知事は迷うことなく自信を持って岩礁破碎許可を取り消すよう強く要請する」との緊急声明。

●3月30日 林農相、翁長知事の沖縄防衛局への辺野古作業停止指示の効力を、一時的に停止すると発表。知事、公平性を疑問視。

●3月31日 米軍キャンプ瑞慶覧の西普天間住宅地区51ha、地権者へ返還される。

●3月31日 中谷防衛相、辺野古ボーリング調査を6月まで延長方針(当初は3月末まで)。

●4月1日 辺野古の浜の座り込み、4000日に。

●4月1日 政府、又吉前知事公室長を外務省参与に任命。基地問題での助言を担当。

●4月2日付 菅官房長官、琉球新報インタビューで、辺野古「このまま進めて問題ない」。

●4月5日 翁長知事と菅官房長官、那覇で初会談。知事、沖縄の戦後の歴史を語り、辺野古基地建設撤回と首相との面談を要請。

今号の略語

CTBT＝包括的核実験禁止条約

FMCT＝兵器用核分裂性物質禁止条約

NEA-NWFZ＝北東アジア非核兵器地帯

NPR＝(米)核態勢見直し

NPDI＝不拡散・軍縮イニシャチブ

NPT＝核不拡散条約

RECNA＝長崎大学核兵器廃絶研究センター

SLBM＝潜水艦発射弾道ミサイル

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、津留佐和子、中村和子、丸山淳一、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道